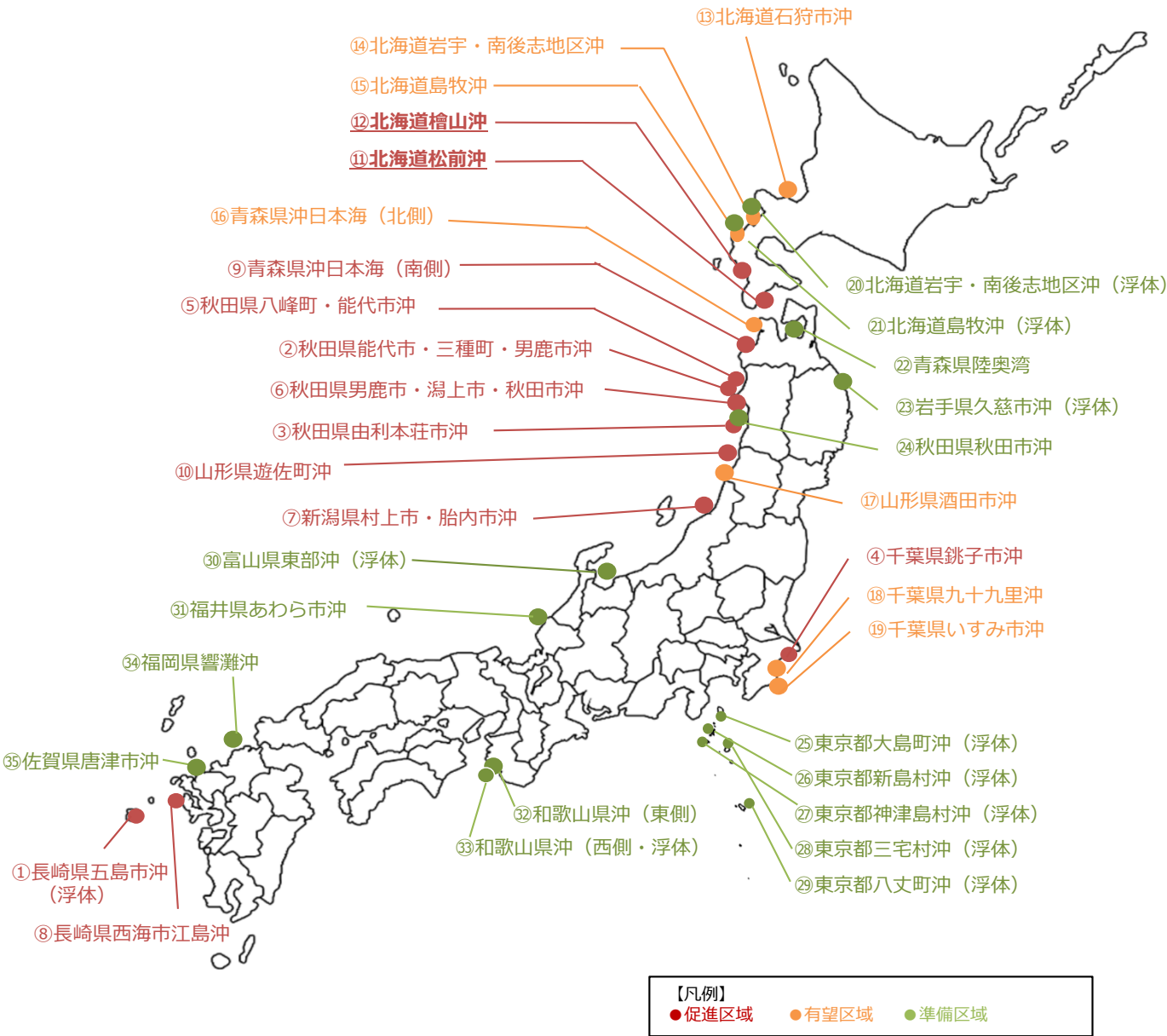


促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年7月30日時点)

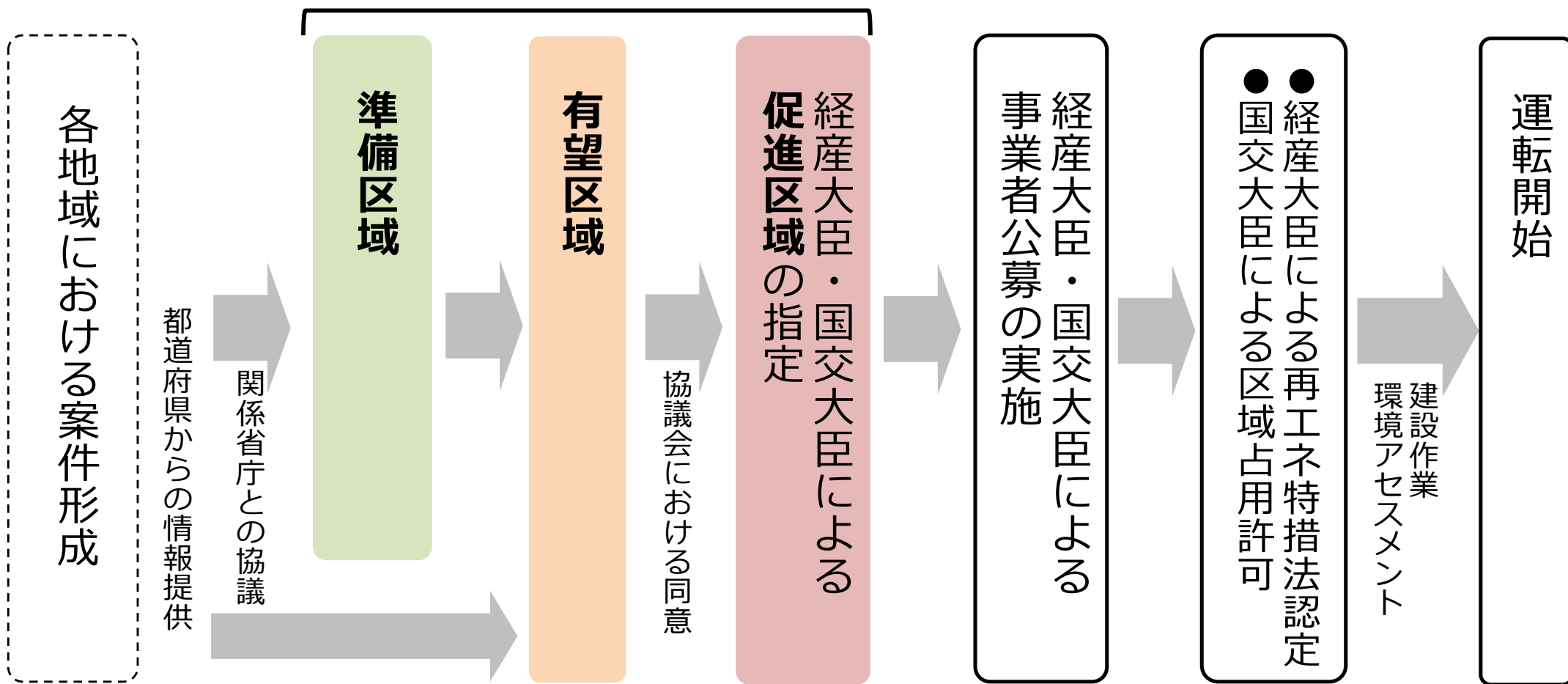


区域名	万kW※1資料2	
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4
	③秋田県由利本荘市沖	84.5
	④千葉県銚子市沖	40.3
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5
	⑩山形県遊佐町沖	45.0
	⑪北海道松前沖	25～32
有望区域	⑫北海道檜山沖	91～114
	⑬北海道石狩市沖	91～114
	⑭北海道岩宇・南後志地区沖	56～71
	⑮北海道島牧沖	44～56
	⑯青森県沖日本海（北側）	30
	⑰山形県酒田市沖	50
	⑱千葉県九十九里沖	40
	⑲千葉県いすみ市沖	41
	⑳北海道岩宇・南後志地区沖（浮体）	㉔東京都三宅村沖（浮体）
準備区域	㉔北海道島牧沖（浮体）	㉔東京都八丈町沖（浮体）
	㉑青森県陸奥湾	㉑富山県東部沖（浮体）
	㉒岩手県久慈市沖（浮体）	㉒福井県あわら市沖
	㉓秋田県秋田市沖	㉓和歌山県沖（東側）
	㉔東京都大島町沖（浮体）	㉔和歌山県沖（西側・浮体）
	㉕東京都新島村沖（浮体）	㉕福岡県響灘沖
	㉖東京都神津島村沖（浮体）	㉖佐賀県唐津市沖

事業者選定済

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

毎年度、区域を指定・整理し、公表



有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論